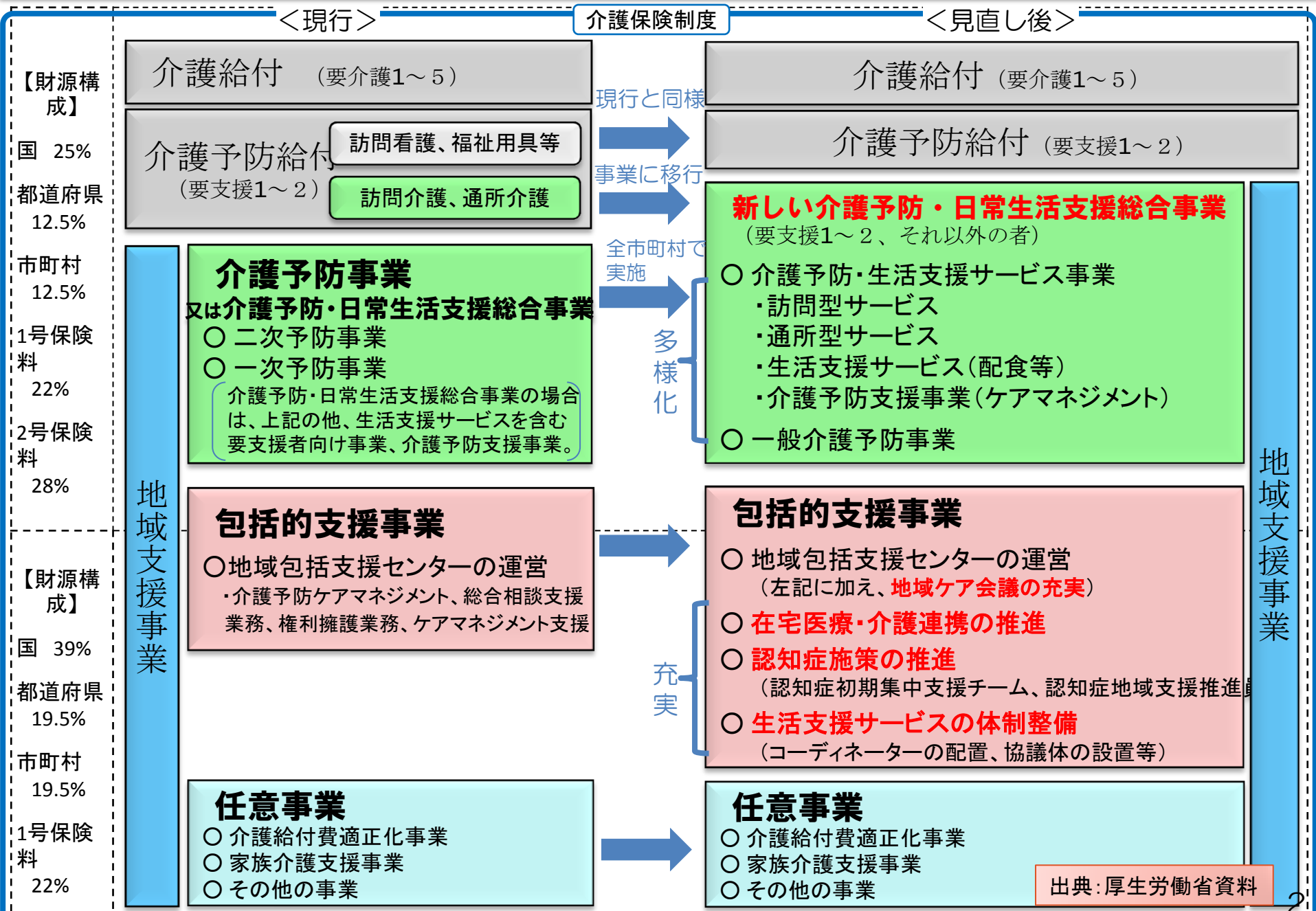


介護予防・日常生活支援総合事業 への移行について

平成28年10月

千葉市介護保険課

新しい地域支援事業の全体像



出典：厚生労働省資料

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

各自治体に広範な裁量を認めており、各サービスの実施の有無、サービス内容、実施手法等について、各自治体が判断

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

①訪問介護

- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

①通所介護

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

①栄養改善の目的とした配食

②住民ボランティア等が行う見守り

- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

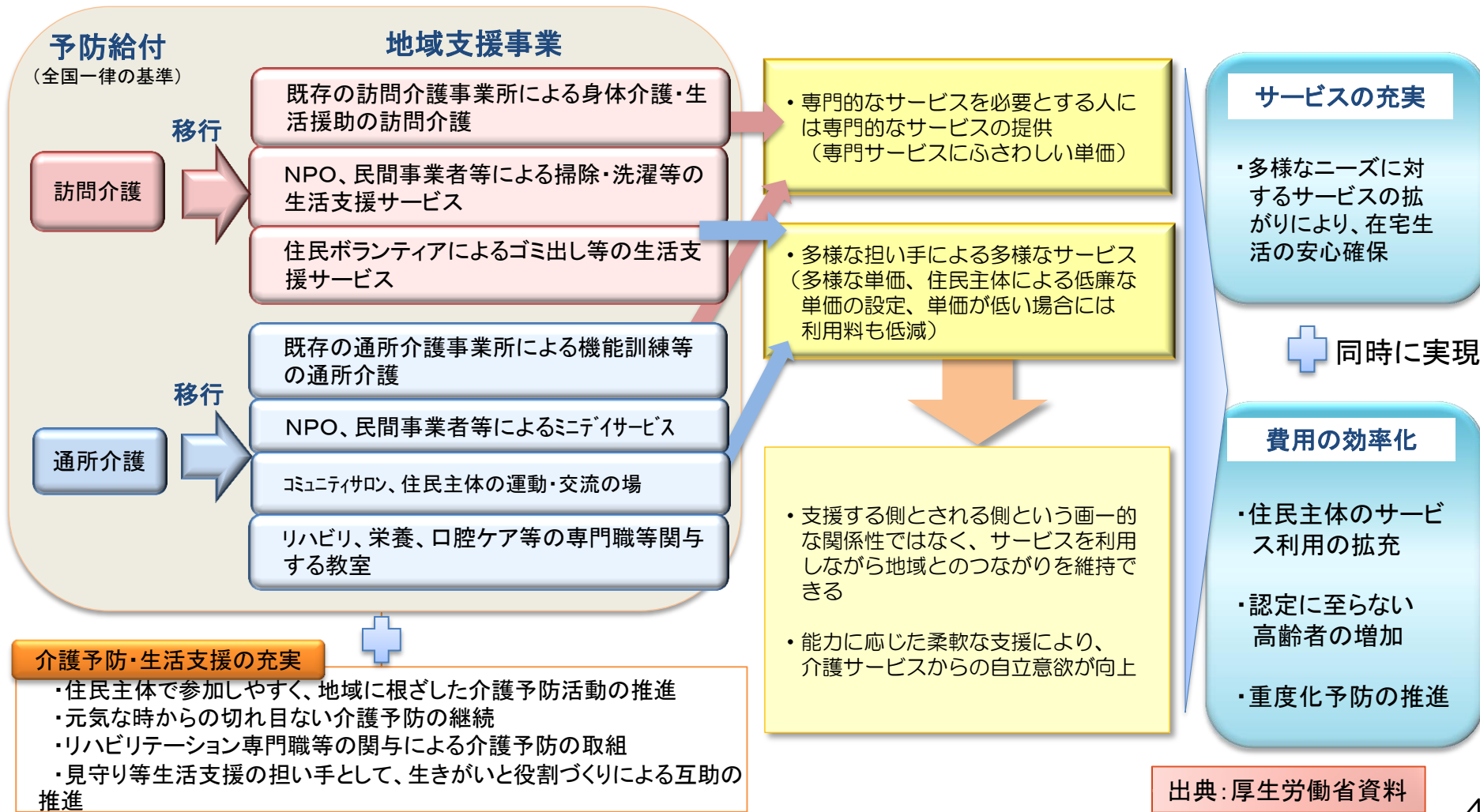
⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

厚生労働省資料(一部加工)

総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

出典：厚生労働省資料

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 ＋ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

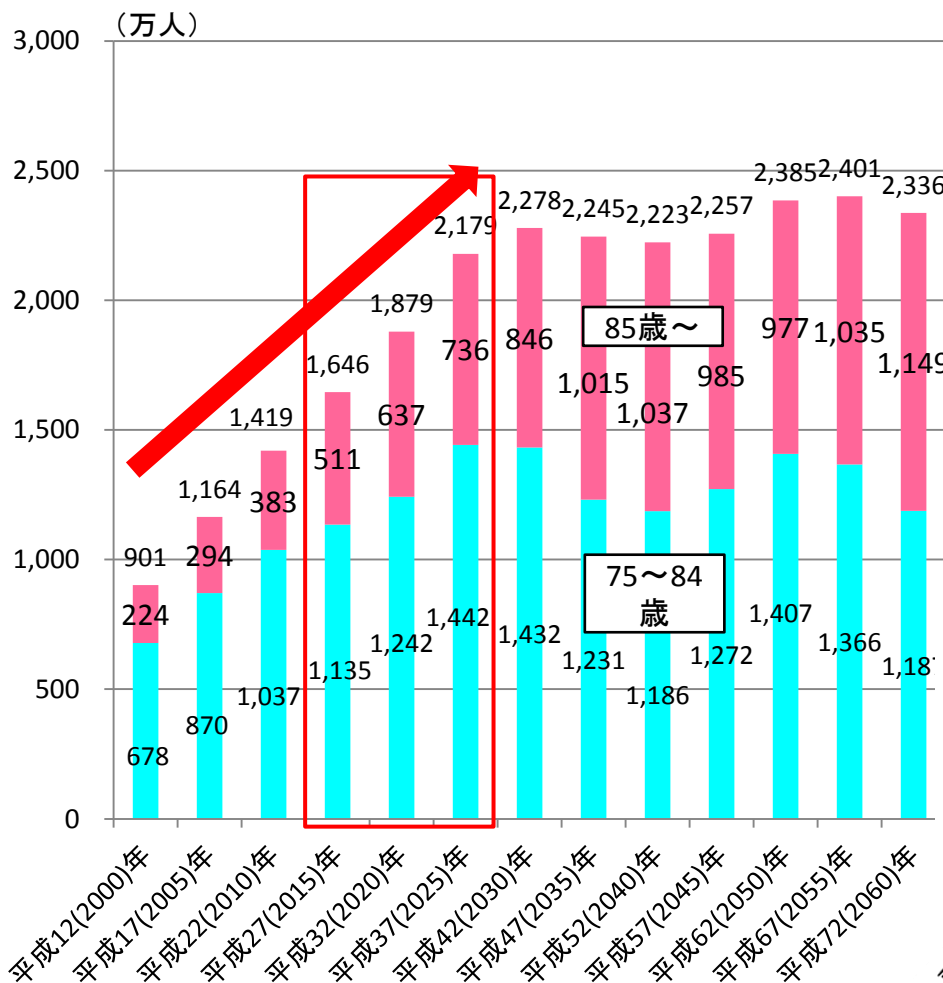
③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

要介護率が高まる75歳以上の人口推移

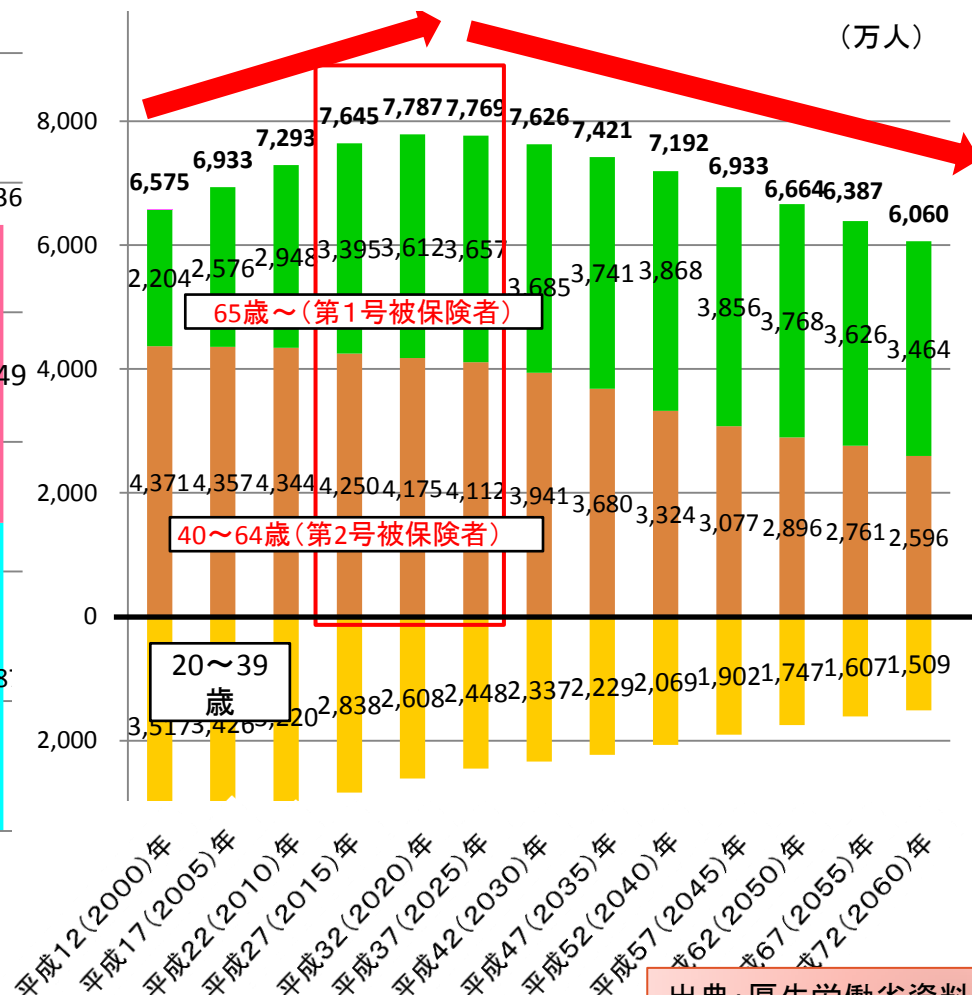
○75歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、急速に増加してきたが、2025年までの10年間で、急速に増加。

○2030年頃から75歳以上人口は急速には伸びなくなるが、一方、85歳以上人口はその後の10年程度は増加が続く。



介護保険料を負担する40歳以上の人口推移

○保険料負担者である40歳以上人口は、介護保険創設の2000年以降、増加してきたが、2021年をピークに減少する。



出典：厚生労働省資料

(資料)将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位(死亡中位)推計
実績は、総務省統計局「国勢調査」(国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口)

千葉市の状況

	平成27年度	平成37年度
人口	96万4千人	96万2千人
65～74歳の人口	13万2千人	11万人
75歳以上の人口	10万2千人	17万6千人
高齢者人口	23万4千人	28万6千人
高齢化率	24. 2%	29. 7%
要支援・要介護認定者数	3万7千人	6万6千人
保険給付費等	56, 285百万円	108, 785百万円
介護保険料	5, 150円	7, 600円程度

※平成27年度は実績値、平成37年度は推計値

- ・要支援・要介護認定者数は、平成27年～平成37年の10年間で1. 78倍に増大
- ・保険給付費等は、10年間で1. 93倍に増大

新しい総合事業の基本コンセプト

千葉市では、新しい総合事業への移行に当たっては、移行により現行の利用者が不利益を受けないよう配慮しつつ、次の基本コンセプトに基づき、事業の構築を行う。

- サービスの多様化・介護人材の確保
- 介護予防ケアマネジメントに係る支援

新しい総合事業の基本コンセプト

(1) サービスの多様化・介護人材の確保

●高齢者の増加に伴うニーズの多様化

⇒ 専門職によるサービスを必要としない利用者を対象
に**非専門職が提供するサービス**や**住民が主体となるサービス**を新設

⇒ 副次的効果として介護給付費等の抑制を図る。

- ・全国一律の予防給付 ⇒ 多様なサービス
- ・専門職によるサービス ⇒ 非専門職によるサービス

●これにより専門職を介護重度者へのサービス提供に充てられるため、**介護人材の確保**に資する。

※平成37年に市内で介護人材が約4,000人不足すると推計

●介護予防ケアマネジメントの強化

⇒ **介護予防ケアマネジメントに係るマニュアルの策定**

⇒これまで以上にケアプランの内容が利用者の心身の状況に照らして適正なものになるように促す。

●あんしんケアセンターの職員等への研修

⇒あんしんケアセンターの職員等に対して**介護予防ケアマネジメントに係る研修の実施**

⇒マニュアルの定着とケアマネジメント能力の向上を図る。

千葉市における新しい総合事業の構成

※平成29年4月(一部7月)
から本市で実施するもの

=

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
 - ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス (第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

①訪問介護

- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス (第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

①通所介護

- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)

介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

①介護予防把握事業

②介護予防普及啓発事業

③地域介護予防活動支援事業

④一般介護予防事業評価事業

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

厚生労働省資料(一部加工)

千葉市における介護予防・生活支援サービス一覧

	現行相当サービス	緩和基準サービス (サービスA)	住民主体による支援 (サービスB)	短期集中 予防サービス (サービスC)	移動支援 (サービスD)
訪問型サービス	○ (H29.4～)	○ (H29.4～)	○ (H29.4～)	未定	未定
通所型サービス	○ (H29.4～)	○ (H29.4～)	○ (H29.4～)	○ (H29.7～)	

現行相当サービスの考え方

- 介護予防訪問介護・通所介護は、現行相当サービスとして継続

⇒ **専門職によるサービスが必要な利用者に限定**

- 指定基準

介護予防訪問介護・通所介護と**同一の指定基準**とする。

- 報酬単価

- ・多様な利用形態に対応するため、現行の**包括報酬を1回当たり単価**に改める。

- ・通所については、提供時間による報酬区分を設ける。
⇒「2時間以上3時間未満」と「3時間以上」の2区分

緩和基準によるサービスの考え方

- 専門職によるサービス提供が不要な利用者のために、事業者指定により、非専門職（無資格者）でも提供できるサービスを創設する。

【訪問】：訪問介護員の資格のない者による掃除、洗濯等の生活援助型サービス

【通所】：高齢者の介護予防を目的とした体操やレクリエーション等を行うミニデイサービス

● 指定基準

現行相当サービスの人員基準及び設備基準を緩和

● 報酬単価

- ・ 1回当たり単価を採用し、報酬の適正化を図る。
- ・ 人員基準を緩和した分（人件費分）、報酬単価を減額
⇒ 報酬単価：現行の8割程度

現行相当サービス・緩和基準サービス一覧（訪問型サービス）

	現行相当サービス（現行の介護予防訪問介護相当）	緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）																								
サービス名称	訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス																								
事業主体	営利法人、非営利法人	同左																								
サービス対象者	原則として要支援者	同左																								
提供するサービス	身体介護中心（生活援助型サービスのみを提供する場合は、生活援助型訪問サービス）	生活援助型サービス（買い物、調理等の支援）																								
人員基準	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従 1 人以上※</td></tr><tr><td>サービス提供責任者</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>介護福祉士等</td><td>常勤換算 2.5 人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※一部非常勤職員も可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従 1 人以上※	サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※	訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算 2.5 人以上	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従 1 人以上※</td></tr><tr><td>訪問事業責任者</td><td>介護職員初任者研修修了者等</td><td>訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上（必要数）</td></tr><tr><td>訪問介護員</td><td>なし</td><td>必要数</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従 1 人以上※	訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上（必要数）	訪問介護員	なし	必要数
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従 1 人以上※																								
サービス提供責任者	介護福祉士等	常勤の訪問介護員等のうち、利用者 40 人に 1 人以上※																								
訪問介護員	介護福祉士等	常勤換算 2.5 人以上																								
	資格要件	配置基準																								
管理者	なし	常勤専従 1 人以上※																								
訪問事業責任者	介護職員初任者研修修了者等	訪問介護員等のうち、常勤換算で 1 人以上（必要数）																								
訪問介護員	なし	必要数																								
設備基準	事務室、相談室（相談スペース）その他必要な設備及び備品等	同左																								
運営基準	介護予防訪問介護に同じ。	同左																								
報酬単価	<table><tr><th></th><th>1 回 当 たり 単 価</th><th>月 当 たり 上 限</th></tr><tr><td>週 1 回 程 度</td><td>266 単 位（1 ～ 3 回）</td><td>1,168 単 位（4 回 以 上）</td></tr><tr><td>週 2 回 程 度</td><td>270 単 位（5 ～ 7 回）</td><td>2,335 単 位（8 回 以 上）</td></tr><tr><td>週 3 回 以 上</td><td>285 単 位（9 ～ 11 回）</td><td>3,704 単 位（12 回 以 上）</td></tr></table> ●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単価となる。		1 回 当 たり 単 価	月 当 たり 上 限	週 1 回 程 度	266 単 位（1 ～ 3 回）	1,168 単 位（4 回 以 上）	週 2 回 程 度	270 単 位（5 ～ 7 回）	2,335 単 位（8 回 以 上）	週 3 回 以 上	285 単 位（9 ～ 11 回）	3,704 単 位（12 回 以 上）	<table><tr><th></th><th>1 回 当 たり 単 価</th></tr><tr><td>週 1 回 程 度</td><td rowspan="3">225 単 位 前 後 で 調 整 中</td></tr><tr><td>週 2 回 程 度</td></tr><tr><td>週 3 回 以 上</td></tr></table> ●月の利用回数に関係なく一律に算定		1 回 当 たり 単 価	週 1 回 程 度	225 単 位 前 後 で 調 整 中	週 2 回 程 度	週 3 回 以 上						
	1 回 当 たり 単 価	月 当 たり 上 限																								
週 1 回 程 度	266 単 位（1 ～ 3 回）	1,168 単 位（4 回 以 上）																								
週 2 回 程 度	270 単 位（5 ～ 7 回）	2,335 単 位（8 回 以 上）																								
週 3 回 以 上	285 単 位（9 ～ 11 回）	3,704 単 位（12 回 以 上）																								
	1 回 当 たり 単 価																									
週 1 回 程 度	225 単 位 前 後 で 調 整 中																									
週 2 回 程 度																										
週 3 回 以 上																										
サービスの担い手	介護福祉士、介護職員初任者研修修了者等の有資格者	無資格者（市が実施する研修の修了者及びこれと同等の者）																								

16

* 生活援助型訪問サービスについては、制度上介護職員処遇改善加算はないが、既に基本単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ相当が含まれている。

現行相当サービス・緩和基準サービス一覧(通所型サービス)

	現行相当サービス(現行の介護予防通所介護相当)	緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)																											
サービス名称	通所介護相当サービス	ミニデイ型通所サービス																											
事業主体	営利法人、非営利法人	同左																											
サービス対象者	原則として要支援者	同左																											
提供するサービス	レクリエーション、機能訓練等【要送迎】 ●提供時間について「3時間以上」と「2時間以上3時間未満」の2つの区分を設ける。	レクリエーション、介護予防を目的とした体操等【要送迎】																											
人員基準	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従1人以上※</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>介護福祉士等</td><td>専従1人以上</td></tr><tr><td>看護職員</td><td>看護師等</td><td>単位ごとに専従1人以上</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上</td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>理学療法士等</td><td>専従1人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務や同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上	看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上	介護職員	なし	・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上	機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上	<table><tr><th></th><th>資格要件</th><th>配置基準</th></tr><tr><td>管理者</td><td>なし</td><td>常勤専従1人以上※</td></tr><tr><td>介護職員</td><td>なし</td><td>・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上</td></tr></table> ※管理上支障がない場合は、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能		資格要件	配置基準	管理者	なし	常勤専従1人以上※	介護職員	なし	・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上
	資格要件	配置基準																											
管理者	なし	常勤専従1人以上※																											
生活相談員	介護福祉士等	専従1人以上																											
看護職員	看護師等	単位ごとに専従1人以上																											
介護職員	なし	・利用者15人以下:専従1人以上 ・利用者15人超:利用者1人に専従0.2人以上																											
機能訓練指導員	理学療法士等	専従1人以上																											
	資格要件	配置基準																											
管理者	なし	常勤専従1人以上※																											
介護職員	なし	・利用者15人以下: 専従1人以上 ・利用者15人超: 利用者1人に専従0.2人以上																											
設備基準	・食堂及び機能訓練室(利用定員×3㎡) ・静養室、相談室(相談スペース)、事務室、必要な設備・備品	・サービス提供に必要な場所(利用定員×3㎡) ・相談室(相談スペース)、事務室、必要な設備・備品																											
運営基準	介護予防通所介護に同じ。	同左																											
報酬単価	<table><tr><th></th><th colspan="2">3時間以上</th><th>2時間以上3時間未満</th></tr><tr><th></th><th>1回当たり単価</th><th>月当たり上限</th><th>1回当たり単価</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td>378単位(1～3回)</td><td>1,647単位(4回以上)</td><td>265単位前後で調整中</td></tr><tr><td>週2回程度</td><td>389単位(5～7回)</td><td>3,377単位(8回以上)</td><td>270単位前後で調整中</td></tr></table> ●キャンセルがない場合はこれまでと同様の報酬単位となる。		3時間以上		2時間以上3時間未満		1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価	週1回程度	378単位(1～3回)	1,647単位(4回以上)	265単位前後で調整中	週2回程度	389単位(5～7回)	3,377単位(8回以上)	270単位前後で調整中	<table><tr><th></th><th>1回当たり単価</th></tr><tr><td>週1回程度</td><td rowspan="2">315単位前後で調整中</td></tr><tr><td>週2回程度</td></tr></table> ●月の利用回数に関係なく一律に算定		1回当たり単価	週1回程度	315単位前後で調整中	週2回程度						
	3時間以上		2時間以上3時間未満																										
	1回当たり単価	月当たり上限	1回当たり単価																										
週1回程度	378単位(1～3回)	1,647単位(4回以上)	265単位前後で調整中																										
週2回程度	389単位(5～7回)	3,377単位(8回以上)	270単位前後で調整中																										
	1回当たり単価																												
週1回程度	315単位前後で調整中																												
週2回程度																													

17

*ミニデイ型通所サービスについては、制度上介護職員処遇改善加算はないが、既に基本単位に介護職員処遇改善加算Ⅰ相当が含まれている。

現行相当サービス・緩和基準サービスの加算・減算

●訪問型サービス

		訪問介護相当サービス	生活援助型訪問サービス
加算	初回加算	200単位／月	200単位／月
	生活機能向上連携加算	100単位／月	—
	処遇改善加算	(Ⅰ)基本単位×86/1000 (Ⅱ)基本単位×46/1000 (Ⅲ)(Ⅱ)×90% (Ⅳ)(Ⅱ)×80%	—※
減算	初任者研修サ責減算	基本単位の30%減算	—
	同一建物減算	基本単位の10%減算	基本単位の10%減算

●通所型サービス

		通所介護相当サービス	ミニデイ型通所サービス
加算	・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・事業所評価加算 等	介護予防通所介護に同じ	—※
減算	定員超過減算	基本単位の30%減算	基本単位の30%減算
	看護・介護職員人員欠如減算	基本単位の30%減算	基本単位の30%減算
	同一建物減算 (送迎減算)	94単位／日減算	94単位／日減算

※ 生活援助型訪問サービス及びミニデイ型通所サービスでは、それぞれ処遇改善加算を設けないが、処遇改善加算Ⅰ相当分(8.6%又は4.0%)を基本単位に上乗せしている。

【参考】住民主体による支援(サービスB)

	住民主体による支援(サービスB)	
サービス名称	(仮称)地域支えあい型訪問支援	(仮称)地域支えあい型通所支援
事業主体	町内自治会等の任意団体、NPO等(5人以上で組織され、規約等が整備されている団体)	同左
サービス対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者、一般高齢者	同左
提供するサービス	買い物代行、電球の交換、布団干し等 ※国通知(平成12年3月17日付老計第10号)の範囲に限定されない。	体操、運動等の活動、趣味活動等を通じた日中の居場所づくり等
実施手法	登録制を検討	同左
人員基準等	なし ※運営基準として、介護保険法施行規則140条の62の3第2項の基準を満たす必要あり。	同左
報酬単価	なし	同左
利用者負担	事業主体が設定(実費のみ)	同左
限度額管理の有無	限度額管理の対象外	同左
サービスの担い手	有償・無償のボランティア	同左

【参考】短期集中予防サービス(サービスC)

サービス名称	短期リハビリ型通所サービス
事業主体	フィットネスクラブ・医療法人等
サービス対象者	要支援者、基本チェックリスト該当者
提供するサービス	・原則として3か月間の短期リハビリ型介護予防複合プログラム（運動器・口腔機能向上、栄養改善、認知機能低下予防） ・理学療法士等のリハビリ専門職が事前アセスメントと事後評価を実施
実施手法	委 託
事業者委託料・利用者負担	検討中
限度額管理の有無	限度額管理の対象外
サービスの担い手	プログラムに必要な専門職（理学療法士等）

今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容
平成28年12月～	介護予防ケアマネジメント研修
平成28年12月	指定基準・報酬単価に係る基準の制定 (施行日は平成29年4月1日)
平成29年1月～	緩和基準サービスに係る新規申請・サービス開始届出書の 受付け
平成29年2月	緩和基準サービス従事者研修※
平成29年4月1日	新総合事業への移行
平成29年7月1日～	短期集中予防サービスの開始

※研修期間は2～3日。各事業所が従業員(予定者含む。)について、受講申込を行う。
日程・研修内容等については、後日市ホームページ等で告知予定

ご清聴ありがとうございました

